

*このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 027号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

- =====
1. 事業再構築補助金(第3回)公募開始
 2. 緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間変更
 3. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い

=====

『会員ビジネス情報』 会員のビジネス情報を外部発信！

» URL <https://www.jasa.or.jp/members/member-news/>

=====

1. 事業再構築補助金(第3回)公募開始

7月30日付で、事業再構築補助金 第3回公募が開始されました。下記のように条件が緩和されています。コロナ禍でのDXを推進するにあたり、手助けになると存じますので、ご検討ください。

(1) 最低賃金枠の創設

最低賃金枠を創設し、業況が厳しく、最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上の事業者について、補助率を3/4に引上げ(通常枠は2/3)、他の枠に比べて採択率を優遇する。

(2) 通常枠の補助上限額の見直し

- 最低賃金の引上げの負担が大きい従業員数の多い事業者に配慮するため、
- ・従業員数が51人以上の場合は、補助上限を最大8,000万円まで引上げる（従前は最大6,000万円）。
 - ・従業員数が101人以上の場合には、補助上限を最大1億円とする（「大規模賃金引上枠」の創設）。

(3) その他の運用の見直し

- ① 売上高10%減少要件の対象期間を2020年10月以降から2020年4月以降に拡大する。
- ② 売上高は増加しているものの、利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は、付加価値額の減少でも要件を満たすこととする。
- ③ 本補助金を活用し、新たに取り組む事業の「新規性」の判定において、「過去に製造等した実績がない」を「コロナ前に製造等した実績がない」に改める。

□ 詳細は下記URLを参照

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/summary.pdf?0730

=====

2. 緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間変更

(経済産業省 情報産業課)

令和3年7月30日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間が変更されました。

◎ 緊急事態宣言地域・期間

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、沖縄県

以上6都府県、2021年8月31日まで。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

○ まん延防止措置地域・期間

北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県

以上5道府県、2021年8月31日まで。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示する。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくよう、ご協力ください。

□ 基本的対処方針の変更点

<https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20210802.pdf>

3. 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い

(経済産業省 情報産業課)

出勤者数の抑制については、これまでも、皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の実施や出勤者数の削減に関する実施状況の公表について、お願いさせていただいているところですが、7月30日に開催された第71回新型コロナウイルス感染症対策本部での決定などを踏まえ、改めて会お願いさせていただきたく、ご連絡差し上げました。

人流については、緊急事態宣言の発出後、昼・夜間の滞留人口の減少が見られているものの、これまでの緊急事態宣言の時と比べて緩やかな減少となっており、感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んでいることも踏まえ、警戒が必要な状況です。

① 緊急事態措置区域において

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、『出勤者数の7割削減』を目指す」とされています。

② 重点措置区域において、

基本的対処方針にて「職場への出勤等について『出勤者数の7割削減』を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とされています。

③ 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）において

職場への出勤等については、引き続き『出勤者数の7割削減』を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされています。

④ 出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表することを推奨していること。

□ 経済産業省HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/attendance.html>

□ IT導入補助金（テレワーク等に必要なソフトウェア等の導入時に使える補助金）

<https://www.it-hojo.jp/>

- IT活用促進資金（日本政策金融公庫の融資制度。テレワーク向け投資には深掘りした低金利が適用）
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html
- 国税庁FAQ（従業員に対して在宅勤務手当を支払う場合の課税されない範囲やその計算方法をわかりやすく解説）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

=====

» 『JASA Member News』バックナンバー
https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/

=====

» 『会員向けメニュー』
<https://www.jasa.or.jp>（JASAホームページ最上段右手）
⇒ 会員限定サービス ⇒ 会員情報変更
⇒ 会員情報配信支援(JASAホームページ掲載/メール・SNS発信)

=====

» JASA Member News受信希望者の追加・削除は、上記Email宛にお知らせください。

「」」」」 発信元 「」」」」

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/Embedded>

Twitter: <https://twitter.com/JASA07057256>